

2024年 4月17日

政務活動費返還請求控訴事件
(令和5年(行コ)第10号)

判決のコメント

控訴人 林木則夫

1 判決は、棄却である。

上記棄却理由は、これまでの名古屋高等裁判所金沢支部判決と同様、政務調査費の判断枠組みを「政務活動費に関する支出の違法性の判断枠組み」とする「原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5」及び「第3の1」を引用するものである（2頁～4頁）。

原判決は、従前と同一「争点」と偽り、政務調査費の判断枠組みである「政務活動費に関する支出の違法性の判断枠組み」としているものであり、本件条例規定第9条第4項規定の議員が議長提出する書面は本件条例第10条規定の「政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）」との明文の語句規定があることを無視して本件条例第9条第4項「文理」解釈で訴状記載内容を否定しているものである（原判決の判決書10頁乃至12頁）。そして、本件各議員の支出は、石川県政務活動費運用マニュアル（以下「本件マニュアル」という。）で定めている「政務活動費使途基準表」記載の「(支出費目)」及び「主な支出費目の例」の費目を政務活動に要する経費とする運用支出をしているものである。

2 加えて、原判決の判決書は、民事訴訟法第253条第2項規定の『判決書』は『事実の記載においては、請求を明らかにし』『なければならない』との規定を無視するものであるゆえに、控訴審判決は原判決の「事実及び理由」を引用しているものであるから、控訴審判決の判決書は民事訴訟法規定の判決書ではない。

3 よって、上告する。

以上